

1 事業活動の制限

ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限

2 事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

一 特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二 特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三 北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3 指定期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで